

ご来所の皆様へ

この度、国税庁では政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日（木）まで延長することとなりました。

これを受け、一般社団法人神奈川青色申告会の今後の対応についてお知らせいたします。

当会では、本年度大幅に改正された消費税の申告指導会を3月31日（火）まで行うことと指導人員の確保が困難なことから、これまでの予定通り下記の期日にて申告所得税・消費税の指導会を行います。

- ・ 所得税の申告指導会は3月16日（月）まで
※3月16日は（月）は午前中のみとなります。
- ・ 消費税の申告指導会は3月31日（火）まで
- ・ 所得税のe-Tax代理送信（本部事務局のみ）の受付は3月9日（月）までです。

◎ご来所の際には感染予防の為、できるだけマスクの着用をお願いいたします。

◎大勢のご来所の際は受付後、会場外へ外出のご協力をお願いいたします。

ご理解ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

令和2年3月2日

一般社団法人神奈川青色申告会